

# 熊本市指定収集袋仕様書

## 1. 指定収集袋について

### (1) 区分、容量及び数量

区分、容量	数量 (枚)	備考
大 45リットル用	6,750,000	燃やすごみ・埋立ごみ共通袋

### (2) 材質

高密度ポリエチレン98%、強化剤(メタロセン)2%(炭酸カルシウムを混入しないこと)

### (3) 厚さ

厚さは次のとおりとする。誤差の許容範囲は平均厚さについてのみ、JIS(日本産業規格)Z1711を準用する。

厚さ0.035mm

### (4) 引張強度

縦横方向とも39.2MPa以上(400kgf/cm<sup>2</sup>以上)

### (5) 袋本体の色

無着色半透明

### (6) 形状

・U形袋(ガゼット・ベロ付き)

JIS(日本産業規格)Z1711-1994の規定4図1のU型袋(2)規格を準用したものとする。

### (7) 外寸等

外寸等は次のとおりとする。誤差の許容範囲は、JIS(日本産業規格)Z1711を準用する。寸法の詳細は、別紙1に示す熊本市指定収集袋(以下「指定袋」という。)の寸法を参照すること。

縦	横	備考
800mm	650mm	ガゼット両側各100mmを含む

### (8) 印刷内容

① 印刷内容のイメージは、別紙2を参考にすること。

② 文字の色等

ア 文字の色は、黒色とする。

イ 使用するインキは、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。

③ 文字の色等の規格、記載内容、デザイン・レイアウト等についての詳細は、双方協議して決定するものとする。

## 2. 外袋について

### (1) 材質

透明のポリプロピレン製とする。

### (2) 外寸

外寸は次の寸法を基準とする。

縦280mm 横235mm

### (3) 印刷内容

- ① 印刷内容のイメージは、別紙3を参考にすること。
- ② 家庭用品品質表示法に基づく表示  
「家庭用品品質表示法に基づく表示」は、同法第3条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程に定める内容を記載すること。  
なお、複数の工場で生産を行う場合は、工場の判別ができるようにすること。
- ③ ①のレイアウトに記載している熊本市が指定するコード及びJANコードは別紙4-1に指定するとおり適正に表示を行い、JANコードはスキャナで必ず読み取りが可能な状態にすること。
- ④ 価格は次のとおりとする。  
大 45リットル用 350円
- ⑤ 文字の色等  
ア 文字の色は黒色とし、下地は白色とする。  
イ 使用するインキは、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠しており、耐気性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。
- ⑥ 文字の色等の規格、記載内容、デザイン・レイアウト等についての詳細は、双方協議して決定するものとする。

### (4) 包装

- ① 指定袋10枚単位で外袋に密封包装したものを1冊とする。その包装方法は、別紙4-2のとおりとする。
- ② 外袋を包装する際のヒートシール部分については、確実に溶着すること。
- ③ 外袋の小さな裂けや破れも販売店では不良品となり返品してくる場合も多いので、細心の注意を払うこと。

## 3. 梱包について

### (1) 梱包

- ① 外袋50冊ごとに段ボール箱（以下「外箱」という。）に入れ梱包し、外箱のサイズは概ね別紙5に示す「外箱の表示内容、レイアウト及び寸法」を参考とし、外袋が良好な状態を保つよう梱包には注意すること。
- ② 外箱は、複両面段ボールを使用すること。
- ③ 外箱は、パレットに積み重ねた状態で保管するため、それに耐え得る強度とすること。

### (2) 印刷内容

- ① 印刷は別紙5に示す記載内容及びレイアウトのとおりとし、文字はゴシック体（UDフォント）とすること。
- ② 別紙5レイアウトに記載している熊本市が指定するコード及びI T Fコードは別紙4-1に指定するとおり適正に表示を行い、I T Fコードはスキャナで必ず読み取りが可能な状態にすること。
- ③ 製造業者の名称、所在地、電話番号、指定袋の種類・容量を別紙5に示す「外箱の表示内容、レイアウト及び寸法」のとおり表示すること。
- ④ 外箱に印刷する内容の色は、黒色とし詳細は双方協議して決定するものとする。

## 4. 検査について

### (1) 版下検査

- ① 指定袋及び外袋の規格、記載事項については、電子媒体で作成した参考データを貸与するので、製造業者はこれをもとに事業者名、所在地、熊本市が指定するコードやJANコードなどの必要事項を追加した上で、版下を作成し、内容、色彩等について熊本市の校正を受けること。  
なお、参考として貸与するデータは、使用后、熊本市に必ず返却すること。
- ② 外箱について、製造業者は、製造業者名、所在地等、熊本市が指定するコードやITFコードなどの必要事項を追加した上で、版下を作成し、内容、色彩等について熊本市の校正を受けること。  
なお、外箱については、商品サンプル検査は行わないので、版下校正の内容で確実に製造すること。
- ③ 検査においては、指定袋、外袋及び外箱それぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行うとともに、検査に合格しないものがある場合は、製造業者に対し、修正及び修正後の版下の提出を指示する。
- ④ 検査において修正を指示し、修正後の版下が提出された場合の検査は、③同様、指定袋、外袋及び外箱それぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行う。
- ⑤ 指定袋、外袋及び外箱のすべてについて、版下の検査に合格した製造業者に対しては、商品サンプルの製造を指示する。

### (2) 商品サンプル検査

- ① 指定袋の本製造に入る前に指定袋の厚さ、引張強度及び炭酸カルシウム混入の有無について、国内の第三者検査機関で検査を受け、検査結果の内容を証明した書面の原本（以下「検査結果書」という。）と商品サンプル1冊を契約締結日から30日以内に熊本市へ提出すること。複数の工場で製造を行う場合は、それぞれの工場別に検査結果書と商品サンプル1冊を熊本市へ提出すること。

(注) 厚さの試験方法は、JIS（日本産業規格）Z1711を、引張強度の試験方法は、JIS（日本産業規格）Z1702を準拠すること。

- ② 商品サンプル検査は、検査結果書により指定袋の厚さ、引張強度及び炭酸カルシウム混入の有無を確認後、指定袋及び外袋それぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行うとともに、指定袋の検査については以下のことを実施する。

ア 指定袋の容量に応じ、3分の1程度の水を入れ、破れや漏れの有無についても確認を行う。

イ 厚さの検査は、開口部の両面について、それぞれ均等に数箇所の測定を行う。

ウ 開口部の裂け及び破れの有無についても確認を行うものとする。

- ③ 検査に合格しないものがある場合は、製造業者に対し、再製造を指示する。

再製造後の商品サンプルは、①と同様に、指定袋の厚さ、引張強度及び炭酸カルシウム混入の有無について、国内の第三者検査機関検査を受け、検査結果書の原本と商品サンプル1冊を熊本市へ提出すること。

- ④ 再製造した後の商品サンプルの検査は、②と同様とする。

- ⑤ 商品サンプル検査を受け、合格したことが確認された後、本製造を開始すること。

(検査を受け合格した商品サンプルと同品質のものを製造すること。)

- ⑥ ①および③の検査結果の様式及び検査条件等は検査機関が指定するものとし、これに係る費用は製造業者の負担とする。

### (3) 納品検査

- ① 納品検査は、納品された指定収集袋から、種類別に、熊本市が無作為に当該検査対象の一部を抽出し、検査を行う。検査は、製造業者が立ち会いのもと行うが、別途熊本市が指示した場合には立ち会いは行わず、結果を熊本市が製造業者に連絡する。
- ② 検査においては、指定袋、外袋及び外箱それぞれについて、形状、寸法、記載内容、印刷色の検査を行うとともに、指定袋は、①で抽出した1冊につき1枚ずつを厚さ及び寸法の検査に使用し、残りすべての枚数を開口部の裂けや破れの検査に使用する。

この指定袋の厚さの検査は、開口部の両面について、それぞれ均等に数箇所を測定を行い、開口部の裂けや破れの検査は、指定袋の開口部を手で広げて検査を行う。
- ③ 検査において品質等に疑義が生じた場合は、さらに抽出し、他の指定袋についても確認を行う。その検査対象の抽出は、①と同様とする。
- ④ 検査に合格しないものがある場合は、製造業者に対し、指示書等により期間を指定して手直し、再製造等を命じる。
- ⑤ ④により手直し、再製造等の後、再度納品される場合の検査については、①～④と同様に対応する。
- ⑥ 不合格となったものについては、熊本市と協議の上、製造業者の負担で市場に流通しないよう厳正に処分を行い、その報告を文書にて熊本市へ行うこと。

## 5. 補足事項について

### (1) 品質管理について

- ① 後日、指定袋の品質について確認が必要となったときに、その対象となっているものの所在を追跡することができるようにするために外袋及び外箱に、指定袋を封入し包装が完了した年月日、及び指定袋を製造した製袋機等のロット等が判明できる記号や番号を表示すること。
- ② 以下のことを実施するよう努めること。
  - ア 従業員への不良品の見分け方等の教育
  - イ 不良品の混入の有無確認
  - ウ 不良品の発生抑制に係る取組み
    - (ア) シール不良等の原因となる加工工程において、不具合が発生しないよう対策を講じていること。
    - (イ) 2種類以上の指定収集袋を製造する場合には、指定袋と外袋の規格が合っていることを確認すること。
    - (ウ) 取手のU形部分の傷が裂けの原因となる場合があるため、カッティング及び刃の状態には細心の注意を図ること。
    - (エ) 外箱の強度確認（コンテナへの積み方を含む）。
    - (オ) コンテナ本体の穴あき等がないかどうか（雨漏り等を防ぐため）。
    - (カ) その他不良品が出ないように、厳重に工程を管理すること。

### (2) 不良品対応について

納品検査後に不良品が判明した場合は、熊本市の指示により誠意ある対応を行うこと。

また、状況により市民の手元にある指定袋及び取扱店の在庫の回収も含めて再納品などの対応を熊本市が指示することがある。そのときは、不良品対応及び経過報告等の報告書を熊本市へ提出すること。

### (3) 再委託先の選定基準

製造を再委託する場合は、(1)による品質管理が可能な、信頼のおける業者を選定しなければならない。なお、再委託による生産開始後、落札業者による品質管理の検査を実施すること。

## 6. 納入等

### (1) 納入期限及び数量

納入期限及び数量については、概ね別表のとおりとする。なお、納品検査のため、別表の数量とは別に、2箱（種類ごと）を、初回納品時に納品すること。ただし、詳細については、別途協議を行うこととする。

### (2) 納入先

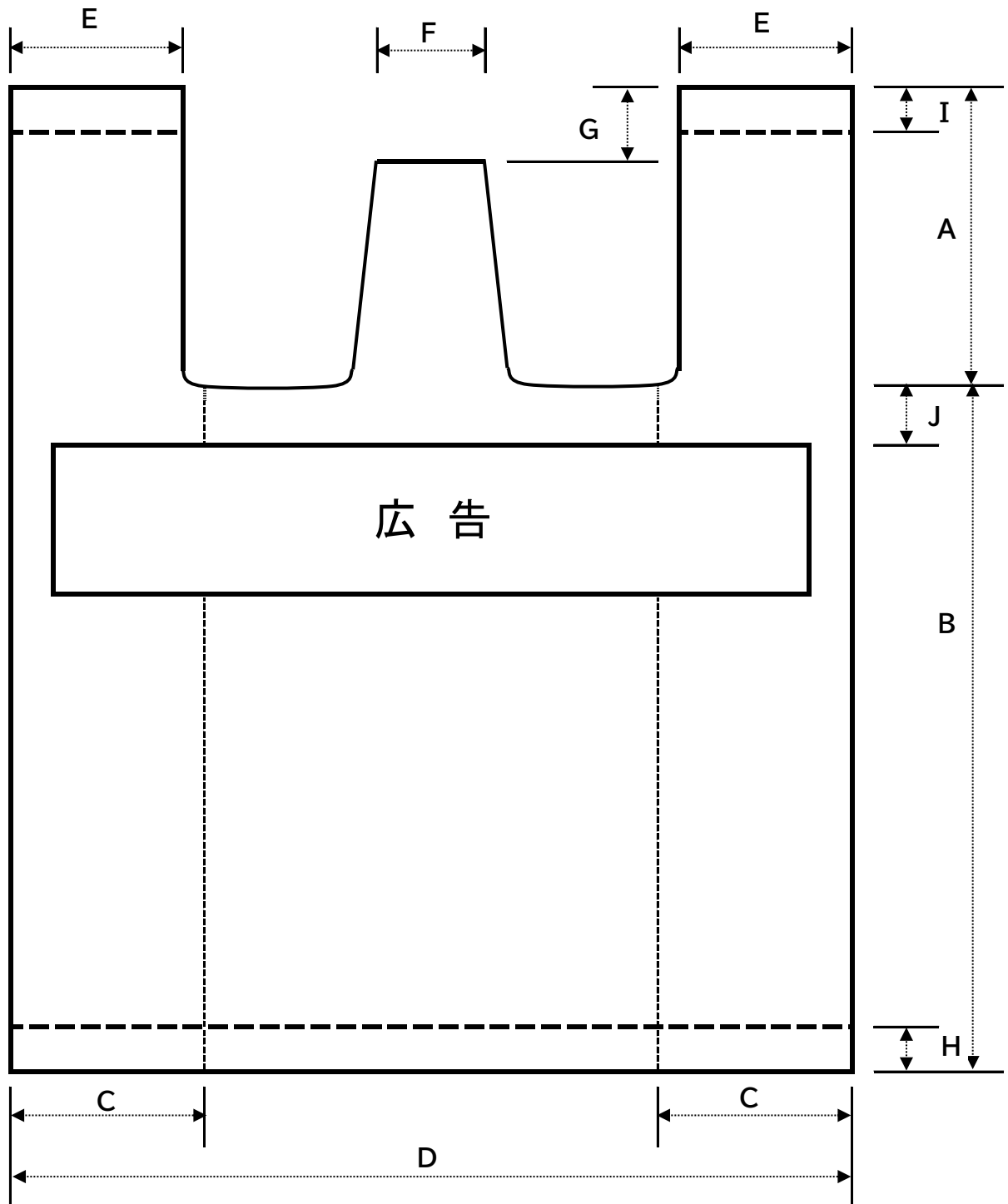
- ① 納入先は、熊本市が指定する保管配送業務の受託者の倉庫とし、別途指示する。
- ② 納品については、熊本市が指定する保管配送業務受託者と事前に納品日、納品数量等について、十分に協議・調整・計画を行い、遅滞なく行うこと。
- ③ 全ての納入について調整が整い次第、事前にその計画を熊本市へ報告すること。
- ④ 納品ごとに熊本市に対して納品日、納品数量等がわかるよう納品書を作成し、熊本市に提出すること。
- ⑤ 納品は納入場所において、熊本市が指定する保管配送業務受託者の指示に従って（パレット等）荷降ろしまで行うこと。
- ⑥ 納品後のトラブルを回避するため、納品毎に納品日、納品数量等を記載した受領書を作成し、熊本市が指定する保管配送業務受託者の受領印を徴し、その写しを熊本市に提出すること。

## 別表

納入期限	納入数量 (箱)	納入数量 (枚)
令和8年10月16日	3,600	1,800,000
令和8年11月20日	4,400	2,200,000
令和8年12月18日	5,500	2,750,000

# 熊本市指定収集袋の寸法

(別紙1)



単位：mm

		A 取手長	B 縦	C ガゼット 幅	D 横	E 取手幅	F	G	H	I	J
大	45L	180	620	100	450	75	85	25	6	6	30以上

# ごみ袋イメージ

※デジタルデータ渡し

(別紙2)



むすんでください

## 広告

- 燃やすごみと埋立ごみは分けて袋に入れ、それぞれ決められた日に出してください。
- 分別されていないごみや収集日が違うごみは収集しません。
- 市では、事業ごみ(お店や会社のごみ)は収集しません。
- Please dispose of burnable and landfill waste in separate bags and put them out on their respective designated collection days.
- Waste that violates the rules (unsorted, wrong collection date) will not be collected.
- The city will not collect waste from shops, offices, or other business establishments.

ごみカレンダーアプリ版 配備中!



iOS 版



Android 版

Smart waste disposal starts here—Scan the code!



KUMAMOTO CITY

熊本市指定収集袋 (大)

Burnable waste, landfill waste  
가연성 쓰레기, 매립 쓰레기 可燃垃圾、埋埋垃圾



JANコード



000

熊本市が指定するコード(数字3桁)

# 外袋イメージ

(別紙3)

※デジタルデータ渡し

下地は白色、文字及び枠線の色は黒色で、フォントはゴシック体(UDフォント)とする。



JANコード

熊本市が指定するコード  
(アルファベット1文字+数字3桁)

## 熊本市が指定するコード，JANコード，ITFコードについて

### 1 熊本市が指定するコード

指定袋の種類	指定コード
大 45リットル用	<b>A038</b>

### 2 JANコード

指定袋の種類		JANコード
大 45リットル用	外袋	4 5 1 2 5 8 4 0 0 4 0 1 6
	内袋	4 5 1 2 5 8 4 0 0 4 0 5 4

※ バーコード化されたJANコードはスキャナによる読み取り試験を行い、確認すること。

### 3 ITFコード

指定袋の種類	ITFコード
大 45リットル用	1 4 5 1 2 5 8 4 0 0 4 0 1 3

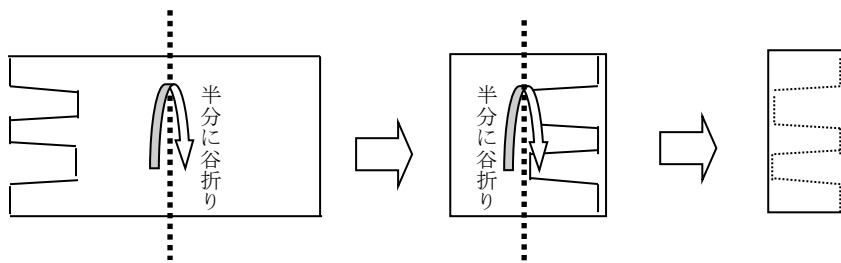
※ バーコード化されたITFコードはスキャナによる読み取り試験を行い、確認すること。

## 包装方法（折り方）等について

### 1 大（45リットル用）指定袋

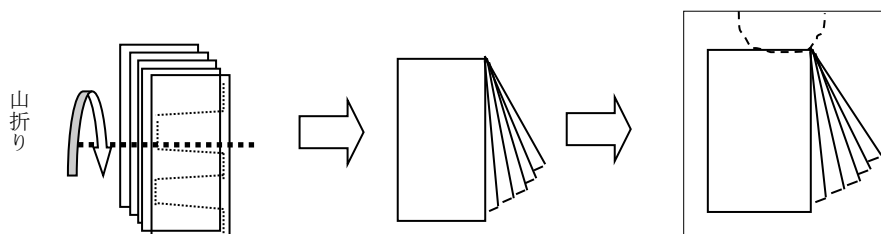
#### 【折り方】

1枚ずつを四つ折りにする。



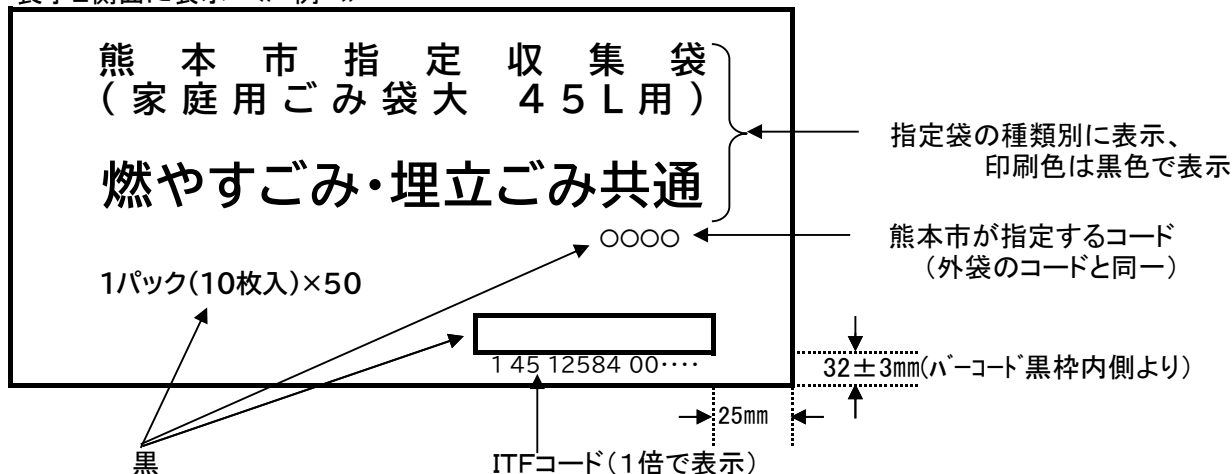
#### 【外袋への包装の仕方】

その四つ折りにしたものを10枚重ねて、二つに折る。外袋に包装し1枚ずつ取り出せるよう、取出口にはミシン目を入れること。なお、開封口はU字型とする。

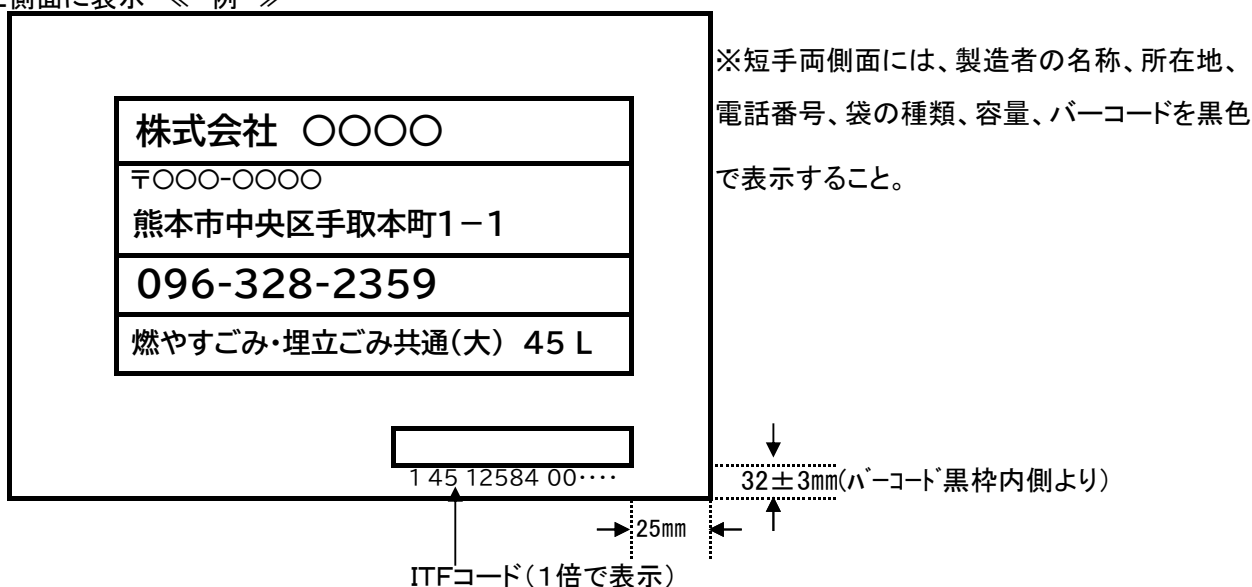


## 外箱の表示内容、レイアウト及び寸法

長手2側面に表示 << 例 >>



短手2側面に表示 << 例 >>



<< 例：レイアウト、サイズ >>

